

再就職準備金貸付事業の概要・留意点

1.概要

この事業は、離職した介護人材のうち、介護職としての一定の知識及び経験を有する方に対して、再就職するための準備金を貸し付けることにより、潜在介護福祉士等の呼び戻しを促進することを目的としています。

2.貸付対象者

青森県に住民登録をしている方又は青森県内に所在する介護サービス事業所又は施設にて就労する（した）方で、次の(1)～(5)の全ての要件を満たしている方

- (1) 介護職員等としての実務経験を1年以上（雇用期間が通算365日以上かつ介護等の業務に従事した期間が180日以上）有する方
- (2) 介護人材として求められる一定の知識及び経験を有する者として認められる次のいずれかに該当する方
 - ① 介護福祉士
 - ② 実務者研修施設において介護福祉士としての必要な知識及び技能を修得した方
 - ③ 介護職員初任者研修、介護職員基礎研修、1級課程、2級課程を修了した方
- (3) 介護保険サービス事業所（居宅サービス等を提供する事業所若しくは施設又は第一号訪問事業若しくは第一号通所事業を実施する事業所）に介護職員等（ただし週20時間以上の勤務を要すること）として就労した方
- (4) 直近の介護職員等としての離職日から3か月以上経過した方で、介護職員等として再就労する日までの間に、予め、青森県福祉人材センター又は弘前福祉人材バンク、八戸福祉人材バンクに氏名及び住所等の届出または登録を行い、かつ「再就職準備金利用計画書」（様式第23号）を提出した方
- (5) 青森県社会福祉協議会及び他の都道府県が適当と認める団体から同種の資金を借り受けたことがない方

3.貸付額等

(1) 貸付額

20万円を上限とします。ただし、貸付回数は、一人当たり一回限りとします。

(2) 再就職の際に必要な経費

【例】

- ① 子どもの預け先を探す際の活動費
- ② 介護に係る軽微な情報収集や学び直しのための講習会参加経費、国家試験の受験手数料又は参考図書等の購入費
- ③ 介護職員等として働く際に必要となる靴や訪問介護職員等として利用者の居宅を訪問する際に必要となる道具又は当該道具を入れる鞆等の費用
- ④ 敷金、礼金又は転居費など転居を伴う場合に必要となる費用
- ⑤ 通勤用の自転車又はバイク等の購入費
- ⑥ その他、再就職する際に必要となる経費として適当と認められるもの

(3) 貸付利子

無利子です。

ただし、返還期限を過ぎた場合、返還すべき額につき年5%の延滞利子が発生します。

4. 連帯保証人

貸付けを受けるに当たっては、債務を負担する能力のある連帯保証人が必要です。

貸付申込者が未成年の場合は、貸付申込者の法定代理人(親権者等)が連帯保証人となります。

ただし、法定代理人が連帯保証人として、債務を負担することが難しい場合は、親権者を除く扶養義務者等を連帯保証人として立てていただいても差し支えありません。

5. 返還免除

(1) 再就職準備金の貸付けを受けた方が、次のいずれかに該当するに至った場合には、返還の債務を免除します。

① 2. 貸付対象者(3)の介護職員等として就労した日から県内において2年の間、介護職員等の業務に従事したとき。なお、法人における人事異動等により、貸付けを受けた方の意思によらず、県外において介護職員等の業務に従事した期間については、返還免除期間に算入します。また、災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由により介護職員等の業務に従事できない期間が生じた場合は、引き続き従事しているものとして取扱いますが、返還免除期間には算入しません。

② 介護職員等として従事している期間中に業務上の事由により死亡し、又は業務に起因する心身の故障のため介護職員等として継続して従事することができなくなったとき。

(2) 再就職準備資金の貸付けを受けた方が、死亡し、又は障害により貸付金を返還することが困難と認められるときは、返還債務の額(既に返還を受けた金額を除く。)の全部又は一部を免除します。

6. 返還

再就職準備金の貸付けを受けた方が、次のいずれかに該当する場合(災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由がある場合を除く。)には、その事由が生じた日の属する月の翌月から6か月以内に一括又は月賦の均等払い方式により、貸付金を返還しなければなりません。

(1) 貸付契約が解除されたとき。

(2) 従事期間が2年に達する前に介護職員等の業務に従事しないこととなったとき。(業務上の理由により死亡し、又はその業務に起因する心身の故障のためその業務に従事できなくなった場合を除く。)

(3) 業務外の事由により死亡し、又は心身の故障により業務に従事できなくなったとき。

7. 返還の猶予

再就職準備資金の貸付けを受けた方が、次のいずれかに該当する場合には、その間の返還を猶予します。

(1) 県内において介護職員等の業務に従事しているとき。

(2) 災害、疾病、負傷、その他やむを得ない事由があるとき。

8. 申込み

再就職準備金の貸付けを受けたい方は、再就職準備金貸付申請書（様式第3号）、再就職準備金利用計画書（様式第23号）、届出書（様式第24号）に次の書類を添付して、青森県社会福祉協議会（以下、「県社協」という。）に提出してください。

○提出書類

- ① 貸し付けを受けようとする者の住民票
- ② 介護福祉士資格証明書又は研修の修了証明書の写し
- ③ 直近の介護職員等の離職日から3か月以上経過していることを証明する書類（離職票等）
- ④ 介護職員等として1年間業務に従事していたことの証明 業務従事届（様式第18号）
- ⑤ 再就職する（した）ことが確認できる書類 再就職準備金雇用（内定）に関する証明書（様式第25号）又は業務従事届（様式第18号）

9. 貸付決定方法

県社協において審査を行い、貸付の可否を決定します。

貸付決定通知後、社会福祉法人青森県社会福祉協議会再就職準備金貸付契約書（様式第12号）を交わします。

10. 貸付方法

契約書に記載した交付日に、貸付申込者又は法定代理人が有する金融機関の口座へ振込みいたします。

11. 届出

再就職準備金の貸付けを受けた後、次の(1)～(10)に該当する場合は届出が必要です。

(1) 就職先や就業地の変更	●業務等変更届（様式第19号）
(2) 再就職後、業務に従事していること （再就職後1年経過ごと）	●業務従事届（様式第18号）
(3) 再就職後2年未満で離職した場合 ※この場合、原則として、7.返還の規定により、貸付けした再就職準備金は返還していただくことになります。	●業務等変更届（様式第19号） ●返還計画書（様式第20号）
(4) 5.返還免除(1)の①の場合	●返還債務免除申請書（様式第15号） ●業務従事期間満了報告書（様式第16号）
(5) 5.返還免除(1)②、(2)の場合	●返還債務免除申請書（様式第15号）に状況を証明する書類を添えて速やかに提出してください。
(6) 返還猶予に該当する場合	●返還債務履行猶予申請書（様式第22号）に状況を証明する書類を添えて速やかに提出してください。
(7) 氏名・住所等の変更	●記載事項変更届（様式第17号）

(8) 返還方法の変更	●返還方法変更届(様式第 21 号)
(9) 連帯保証人の変更	●連帯保証人変更願(様式第 26 号)
(10) 被貸付者の死亡	●被貸付者死亡届(様式第 27 号) ※連帯保証人が提出

12. お問い合わせ先・書類の提出先

〒030-0822 青森市中央三丁目 20-30 県民福祉プラザ 2 階

社会福祉法人青森県社会福祉協議会 総務企画課

TEL 017-723-1391